

業務速報

NO. 1053

2017.8.17

J R 東海労働組合

発行 小林 光昭

編集 加藤 光典

申第8号に対する窓口回答 年休と組休の取り扱いに関する申し入れ

会社は、8月17日、申第8号「年休と組休の取り扱いに関する申し入れ」に対して、窓口回答を行いました。今回も労使協議の場を設けない会社に対して抗議し、対立を確認しました。

申第8号(8月4日申し入れ)

年休と組休の取り扱いに関する申し入れ

標題の取り扱いについて、以下のように申し入れるので早急に労使協議の場を設け、回答されたい。

記

1. J R 東海労の各種大会、執行委員会出席にあたり、年休と組休を並行的に申請した場合の当該日の勤務認証が、年休とされた組合員と組休とされた組合員がいるが、この扱いの相違について、会社の見解を明らかにされたい。

【会社回答】

本件は、協約上の付議事項に該当しないため、協議の場は設けず幹事間対応とする。

1. 勤務の指定は、協約に則って適切に行っている。又、組休が付与された日に対して年休の時季指定があれば適切に対応する。